

肉用子牛生産者補給金制度における肉用子牛1頭当たりの負担金の額の決定について(公告)

肉用子牛生産者補給金制度における令和2年度からの業務対象年間の肉用子牛1頭当たりの負担金の額を下記のとおり定めたので、肉用子牛業務規程第24条の第3項の規定に基づき公告する。

令和2年5月11日

公益社団法人新潟県畜産協会
会長 今井長司

1 肉用子牛1頭当たりの負担金の額

品種区分	金額(円)	[参考] 変更前の単価(円)
黒毛和種	400	300 (100円引き上げ)
褐毛和種	1,500	1,150 (350円引き上げ)
黒毛和種及び褐毛和種 以外の肉専用種の品種	4,700	3,100 (1,600円引き上げ)
乳用種の品種	1,700	1,600 (100円引き上げ)
肉専用種と乳用種の 交雑の品種	800	600 (200円引き上げ)

2 適用時期

令和2年4月1日に個体登録される肉用子牛から適用する。

(生年月日が令和元年10月2日以後の肉用子牛)